

**地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに必要な措置を講ずるため、関係条例について、所要の規定の整備を行いたいの
で、この条例案を提出いたします。

**地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例**

(青梅市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 青梅市職員定数条例（昭和 2 6 年条例第 3 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項または第
2 2 条の 5 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短
時間勤務職員」に改める。

第 2 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」
に改める。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第
3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「) 第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項までおよび第 2 8 条の 3」

を「。以下「法」という。）第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項および第2項ならびに第28条の7」に改める。

第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改め、ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員にかかる定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。」を「次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員にかかる定年退職日の翌日から起算して1年を超えない期間内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。」に改め、同項第1号中「その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。」を「当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同条第2項中「前項の理由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員にかかる定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。」を「前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長されたこれらの期限の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該期限を更に延長することができる。ただし、更に延長された当該期限は、当該職員にかかる定年退職日（第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員にあつ

ては、当該職員が占めている管理監督職にかかる異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の理由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。」を「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。」に改める。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第12号)第17条の2、青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成16年条例第25号)第14条および青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和3年条例第27号)第11条に規定する管理職手当を支給される職(医療業務に従事する医師および歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準等)

第7条 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下「他の職への降任」という。)を行うに当たって、任命権者の遵守すべき基準その他の必要な事項は、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 他の職への降任をしようとする職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等にもとづき、当該降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職にかかる法第15条の2第1項第5号に規

定する標準職務遂行能力および当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 他の職への降任をする際、当該他の職への降任と同時に、当該他の職への降任をしようとする職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任および管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職にかかる異動期間（当該管理監督職にかかる管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務にかかる勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職にかかる異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等にかかる職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績にもとづく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職にかかる定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

付則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供および勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後における最初の3月31日の翌日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。ただし、異動等の事由により、当該異動等の生ずる日において、情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなる職員にあつては、当該異動等の生ずる日が属する年度または当該年度の前年度において、同日の前日までに当該職員に対し、当該異動等の生ずる日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(青梅市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 第3条 青梅市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第

22条の5第1項」に改める。

(青梅市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 青梅市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の分限」の次に「(法第28条の2第1項の規定にもとづく管理監督職勤務上限年齢による降任を除く。)」を加える。

(青梅市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第5条 青梅市職員の懲戒に関する条例(昭和26年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「範囲で、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「第3条の規定により支給される報酬の額を除く。)」を「第3条に規定する手当相当報酬の額を除く。))」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項および第4条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の2第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の3第5項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の6第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

(青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 青梅市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第4号中「第32号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 定年条例第9条第1項または第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第 号)付則第3条第1項の規定により期限の延長をすることとされている職員は、定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「第32号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 定年条例第9条第1項または第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）付則第3条第1項の規定により期限の延長をすることとされている職員は、定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。」に改める。

第4条の2を削る。

第9条第3項第2号、第10条第2項および第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条および第19条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

務職員」に改める。

第21条の2第2項中「第7条」の前に「第4条第2項から第7項まで、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の9項を加える。

- 6 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第8項および付則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項に規定する当該職員の属する職務の級ならびに第4条第2項、第4項および第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員
 - (2) 青梅市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）第9条第1項または第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項または同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 青梅市一般職の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 8 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項および付則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第6項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたとき

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第8項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 付則第8項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 付則第8項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第2項、第3項および第19条第2項の規定の適用については、第18条第2項および第19条第2項中「給料」とあるのは「給料(付則第8項、第10項または第11項の規定による給料を含む。)」とする。

13 特定日の前日までに実施された給料表の改正に伴い、その属する職務の級における最高号給に切り替えられた職員に対し、当該切替えにかかる経過措置として、当該職員が当該切替えのあつた日の前日に

受けていた給料月額と同日以後に受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給しているものについては、特定日以後はこれを支給しない。

14 付則第6項から前項までに定めるもののほか、付則第6項の規定による給料月額、付則第8項の規定による給料その他付則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1および別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青梅市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 青梅市職員退職手当支給条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改める。

第2条の4第1項中「第6条」の次に「または第7条の2」を加える。

第3条第2項中「職員の退職の日における」を「退職の日における職員の」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等にかかる退職手当の調整額の特例)

第7条の2 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、第6条第1項中「その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,100円を乗じた額」とあるのは「第7条の2の規定により読み替えられた次条第1項に規定する各調整額期間について、当該各期間の初日の属する月から当該各期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数を算定し、いずれか多い方の点数に1,100円を乗じて得た額」とし、前条第1項中「として、」

とあるのは「として20年前までの期間または地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として」とする。

第13条第1項第1号および同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則に次の6項を加える。

- 6 青梅市一般職の給与に関する条例付則第6項の規定による職員の給料月額減額措置（次項および第8項において「給料月額7割措置」という。）は、第3条の2第1項に規定する給料月額減額改定に該当しないものとする。
- 7 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第3条の2第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定に関わらず、次項または第9項に定める額とする。ただし、市規則で定める場合については、この限りでない。
- 8 第3条の2第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合および当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額

されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以降に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の市規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りではない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の市規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額にかかる特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）または7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上位減額前給料月額」という。）にかかる減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) その者が特別特定減額前給料月額または7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下「下位減額前給料月額」という。）にかかる減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額にかかる減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

9 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 4/3以上 上位減額前給料月額に4/3を乗じて得た額

(2) 4/3未満 次のアまたはイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該アまたはイに定める額

ア 4/3以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および下位減額前給料月額に4/3から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 4/3未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料月額に4/3から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

10 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する付則第7項から前項までの規定の適用については、付則第8項第1号中「および上位減額前給料月額」とあるのは「ならびに上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、「第3条第1項」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えて

適用する第3条第1項」と、付則第8項第2号中「および下位減額前給料月額」とあるのは「ならびに下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、付則第8項第2号ア中「および下位減額前給料月額」とあるのは「ならびに下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、「第3条第1項」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、付則第8項第2号イ中「上位減額前給料月額」とあるのは「上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、付則第8項第3号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額および当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、」と、付則第8項第3号ア中「第3条第1項」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、付則第8項第3号イ中「下位減額前給料月額」とあるのは「下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、前項中「前項の」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えて適用する前項の」と、前項第1号中「上位減額前給料月額」とあるのは「上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、前項第2号ア中「上位減額前給料月額」とあるのは「上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、「下位減額前給料月額」とあるのは「下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、前項第2号イ中「上位減額前給料月額」とあるのは「上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、「下位減額前給料月額」とあるのは「下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と、「および退職の日におけるその者の給料月額」とあるのは「ならびに退職の日におけるその者の給料月額および当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

- 11 当分の間、青梅市一般職の職員の給与に関する条例付則第8項、第10項または第11項の規定による給料を支給される職員の退職手

当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(青梅市病院事業企業職員定数条例の一部改正)

第12条 青梅市病院事業企業職員定数条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第13条 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項または第28条の6第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改める。

第3条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第14条 青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改める。

第3条第2項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第9条および付則第16条の規定は、公布の日から施行する。

(青梅市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。付則第14条において同じ。）は、第1条の規定による改正後の青梅市職員定数条例第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に第2条の規定による改正前の青梅市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員にかかる旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における

新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職にかかる新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職にかかる旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職にかかる年齢）に達しているものを、従前の勤務実績にもとづく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除

く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)または暫定再任用(この項もしくは次項または第6項もしくは第7項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職にかかる新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績にもとづく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項もしくは第2項または第6項もしくは第7項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同

じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）にかかる旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職にかかる年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績にもとづく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職にかかる新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績にもとづく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

8 前2項の場合においては、第3項から第5項までの規定を準用する。

（青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正にかかる令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げ

る職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職にかかる年齢とする。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正にかかる令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条または第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条または第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職にかかる年齢とする。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正にかかる令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務

の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職にかかる新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職にかかる新条例定年に達している職員とする。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職にかかる新条例定年相当年齢に達している者(当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職にかかる新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正にかかる令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、

年齢60年とする。

(青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の青梅市職員の育児休業等に関する条例第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

第12条 この条例による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)付則第6項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員(以下この条において「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後給与条例第4条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する条例（昭和26年条例第41号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用職員および暫定再任用短時間勤務職員の期末手当および勤勉手当ならびに改正後給与条例の規定の適用の除外については、暫定再任用職員および暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後給与条例第18条第3項、第19条第2項第1号および第2号ならびに第21条の2第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当および時間外勤務手当については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後給与条例第9条第3項第2号および第12条第2項の規定を適用する。
- 6 前4項に掲げるもののほか、暫定再任用職員および暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

（青梅市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に対する第11条の規定による改正後の青梅市職員退職手当支給条例第2条第3号の規定の適用については、同号中「採用された者」とあるのは「採用された者および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された者」とする。

（青梅市病院事業企業職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の青梅市病院事業企業職員定数条例第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（青梅市職員の再任用に関する条例の廃止）

第15条 青梅市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第23号）は、廃止する。

（青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第16条 青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和4年条例第19号)の一部を次のように改正する。

付則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。